

滋賀県外国人材受入サポートセンター

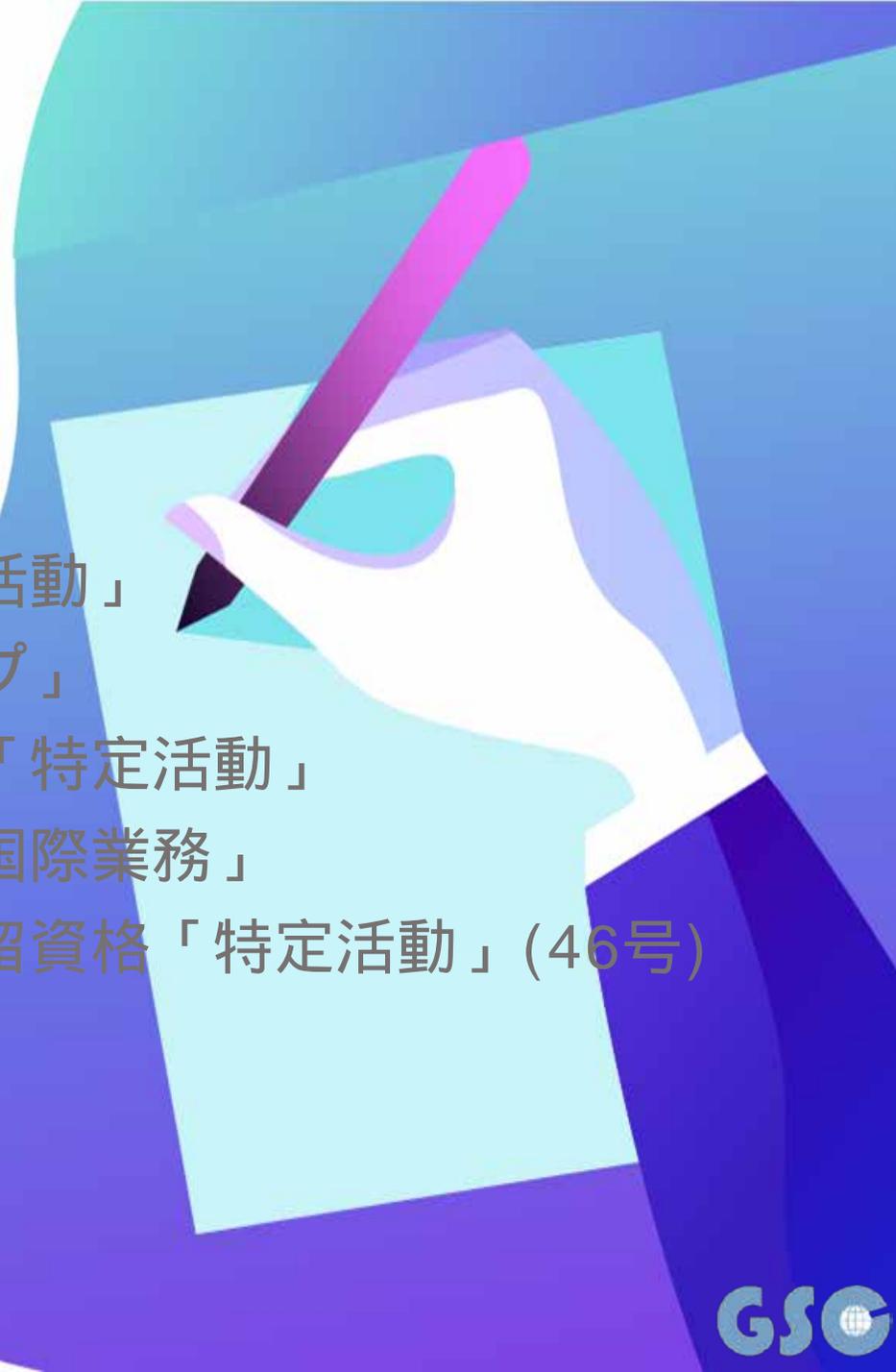
第6回WEBセミナー

学ぼう！外国人材の受入れについて シリーズ
「留学生の雇用」について(初級編)

専門アドバイザー(行政書士) 長塩真紀子・梅井茉実香

もくじ

1. 留学生の現況
2. 留学生の在学中の「資格外活動」
3. 留学生の「インターンシップ」
4. 就職活動に関する在留資格「特定活動」
5. 在留資格「技術・人文知識・国際業務」
6. 留学生の就職支援に係る在留資格「特定活動」(46号)

- 
1. **留学生の現況**
 2. 留学生の在学中の「資格外活動」
 3. 留学生の「インターンシップ」
 4. 就職活動に関する在留資格「特定活動」
 5. 在留資格「技術・人文知識・国際業務」
 6. 留学生の就職支援に係る在留資格「特定活動」(46号)

1. 留学生の現況(1) - 在留資格「留学」とは

在留資格「留学」とは

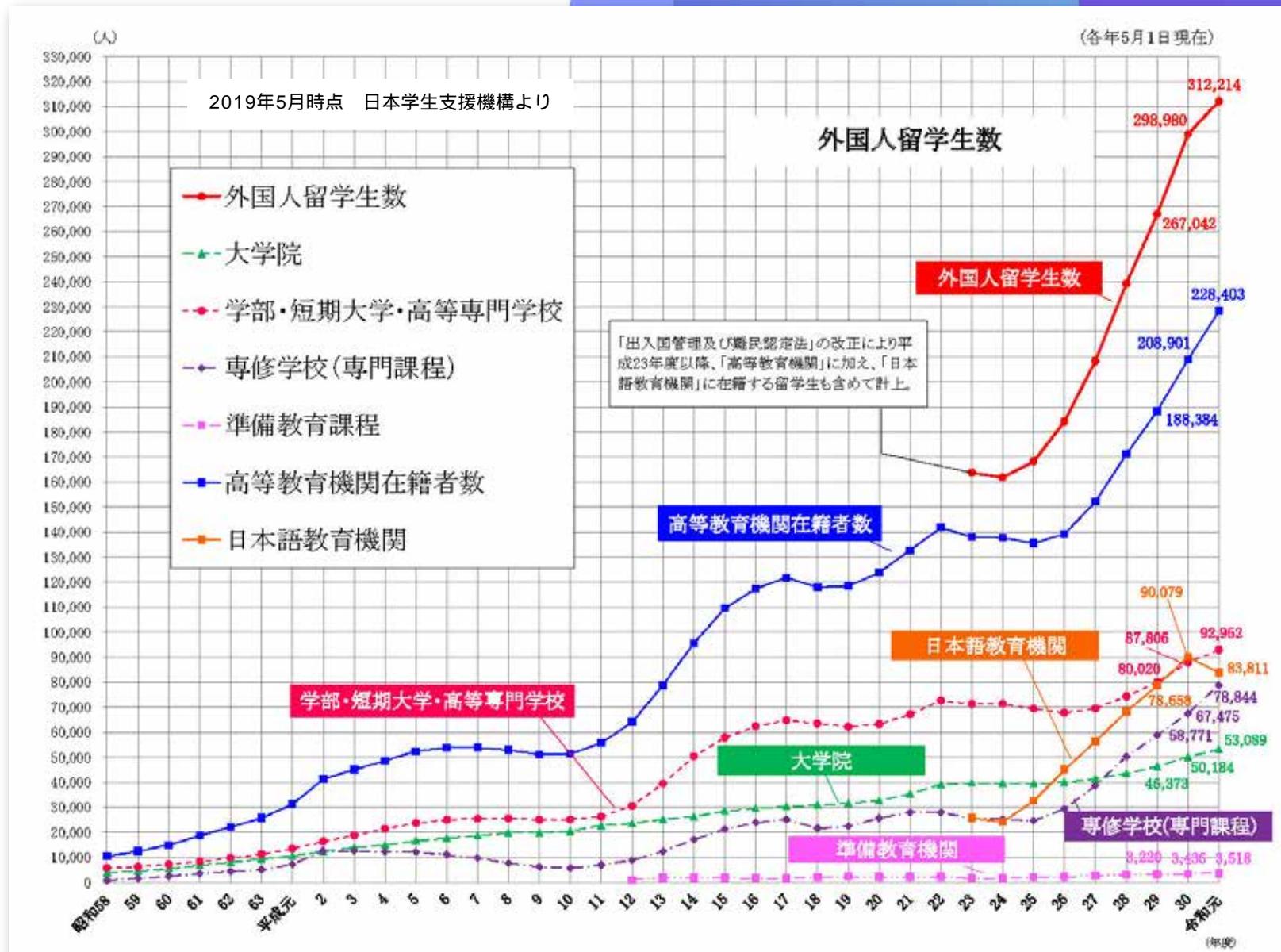
『日本の大学、高等専門学校、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)もしくは特別支援学校の高等部、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)もしくは特別支援学校の中学部、小学校若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動。』と定義されています。

該当例としては、大学、短期大学、高等学校、専修学校等の学生。
専門学校生、短大生も可です。



在留カードで「留学」という在留資格をご確認下さい。

1. 留学生の現況(2) - 国内外外国人留学生の推移

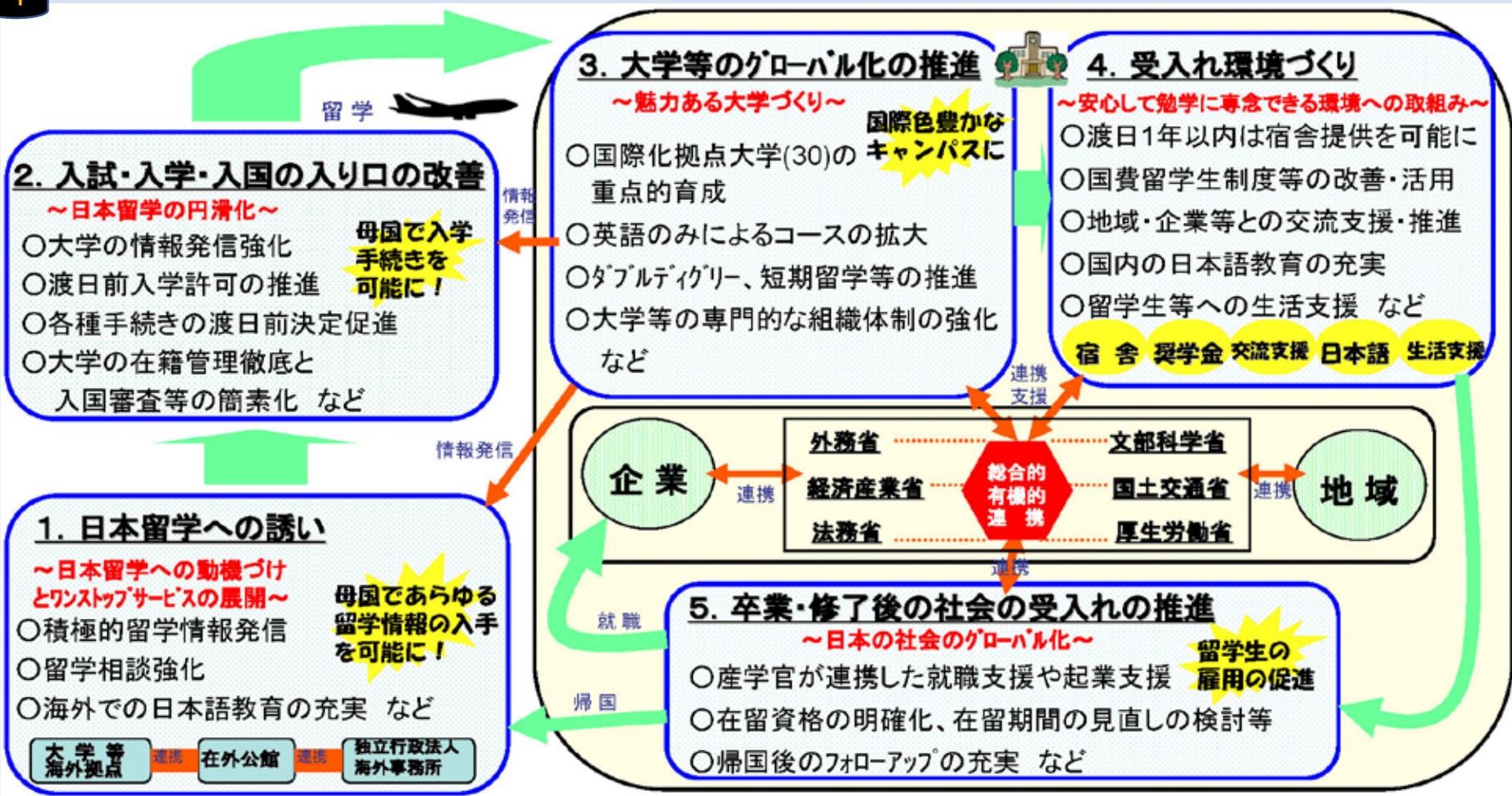


出典：日本学生支援機構 (<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/zaiseiki/index.html>)

1. 留学生の現況(3) - 「留学生30万人計画」骨子の概要

ポイント

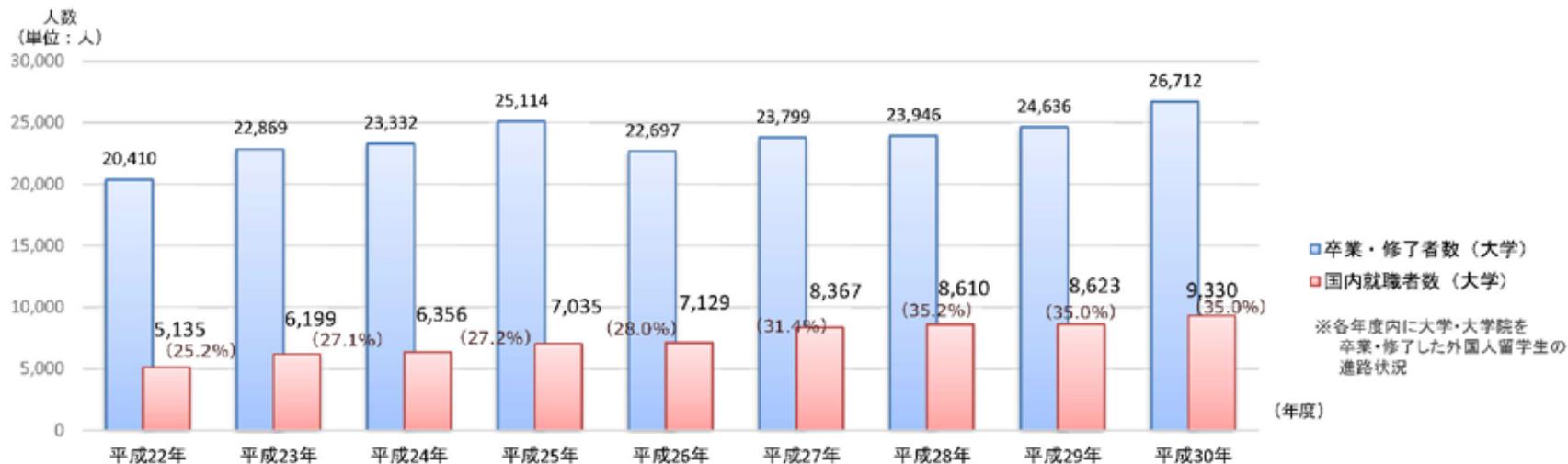
「グローバル戦略」展開の一環として2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す。大学等の教育機関の国際競争力を高め、優れた留学生を戦略的に獲得。関係省庁・機関等が総合的・有機的に連携して計画を推進。



1. 留学生の現況(4) - 外国人留学生の就職に係る現状

外国人留学生の就職者数は近年増加しているが、各年度に大学・大学院を卒業・終了した外国人留学生のうち、日本国内で就職した外国人留学生の占める割合は4割弱になっている。

○大学（学部・院）段階における外国人留学生の卒業・修了及び国内就職の推移



(出典)「平成30年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」
(平成31年4月(独)日本学生支援機構)

○大学（学部・院）を卒業・修了した外国人留学生の進路状況

平成30年度に大学（学部・院）を卒業・修了した者（26,712人）のうち、国内に就職した者は9,330人（約35%）。

(出典)「2018（平成30）年度外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」
(令和2年5月(独)日本学生支援機構)

○外国人留学生の就職支援に関する政府の方向性

「日本再興戦略改訂2016」（平成28年6月2日）において、外国人留学生の日本国内での就職率を3割から5割へ向上させることを閣議決定。

○日本における就職を希望する外国人留学生の状況

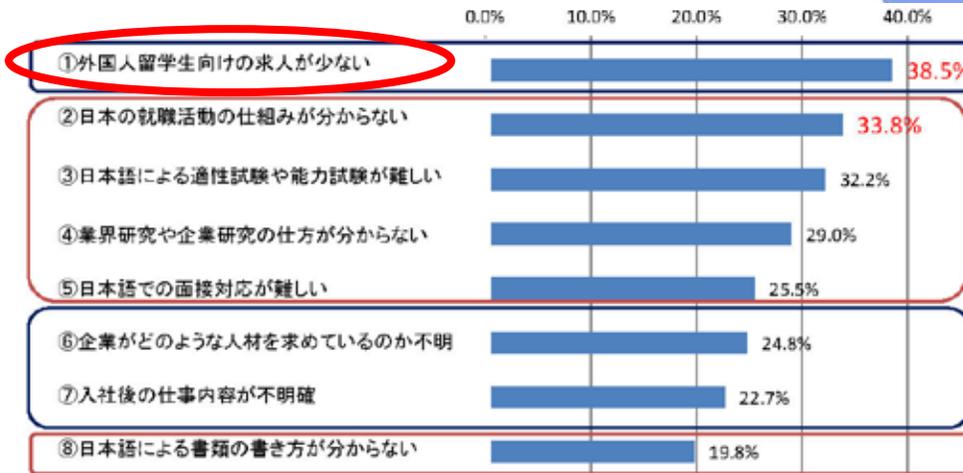
日本における就職を希望する外国人留学生は全体の約65%を占める。

(出典)「平成29年度私費外国人留学生生活実態調査」
(平成31年1月(独)日本学生支援機構)

1. 留学生の現況(5) - 外国人留学生の就職に関する課題

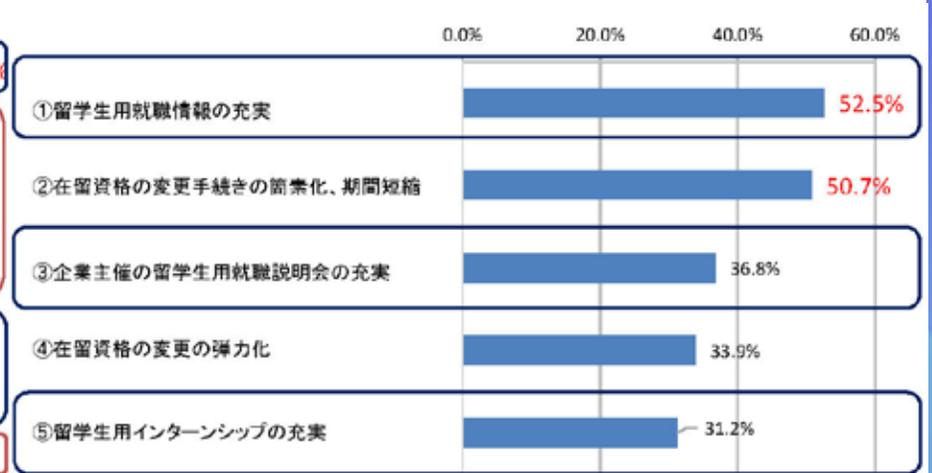
外国人留学生や高度外国人材へのアンケート調査(複数回答可)によると、就職活動上の課題として、日本式の就職方法や日本語の習得のための支援、企業による留学生採用枠の拡大や採用枠の明示、留学生向けの就職情報の充実等が挙げられている。

◆外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果



出典：「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果」
2015年3月新日本有限責任監査法人（経済産業省委託事業）

◆平成29年度私費外国人留学生生活実態調査



出典：「平成29年度私費外国人留学生生活実態調査」2019年1月（独）日本学生支援機構

一方、企業から見て、外国人留学生が就職活動で改善してほしい点は以下の通り。

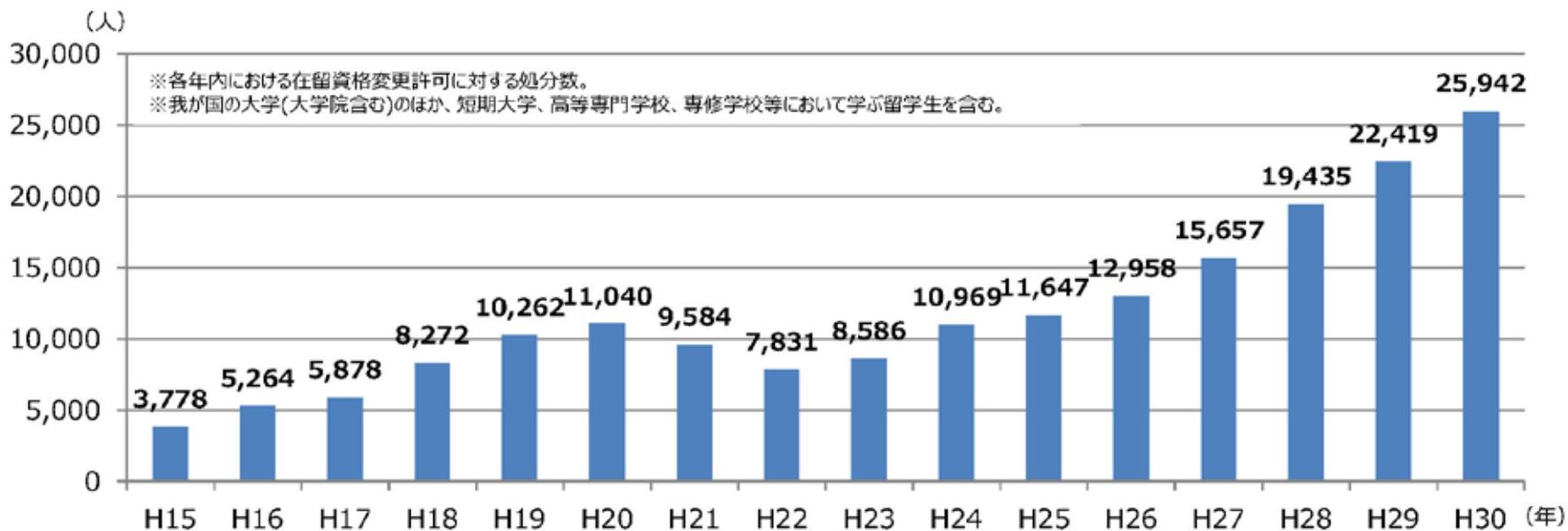
◆外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果



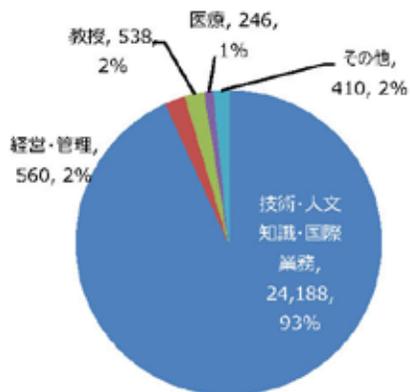
出典：「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査結果」
2015年3月新日本有限責任監査法人（経済産業省委託事業）

1. 留学生の現況(6) - 「留学」からの在留資格変更許可数の推移

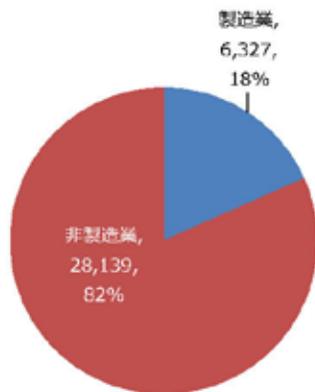
本邦の企業等への就職を目的とした在留資格変更許可申請に対して許可した数は、平成22年以降、年々増加傾向。



○変更後の在留資格別



○業種別



○出身国・地域別

- ① 中国 10,886人 (前年比 560人, 5.4%増)
- ② ベトナム 5,244人 (前年比 611人, 13.2%増)
- ③ ネパール 2,934人 (前年比 908人, 44.8%増)
- ④ 韓国 1,575人 (前年比 88人, 5.9%増)
- ⑤ 台湾 1,065人 (前年比 255人, 31.5%増)

出典：出入国在留管理庁「留学生の日本企業への就職状況について」

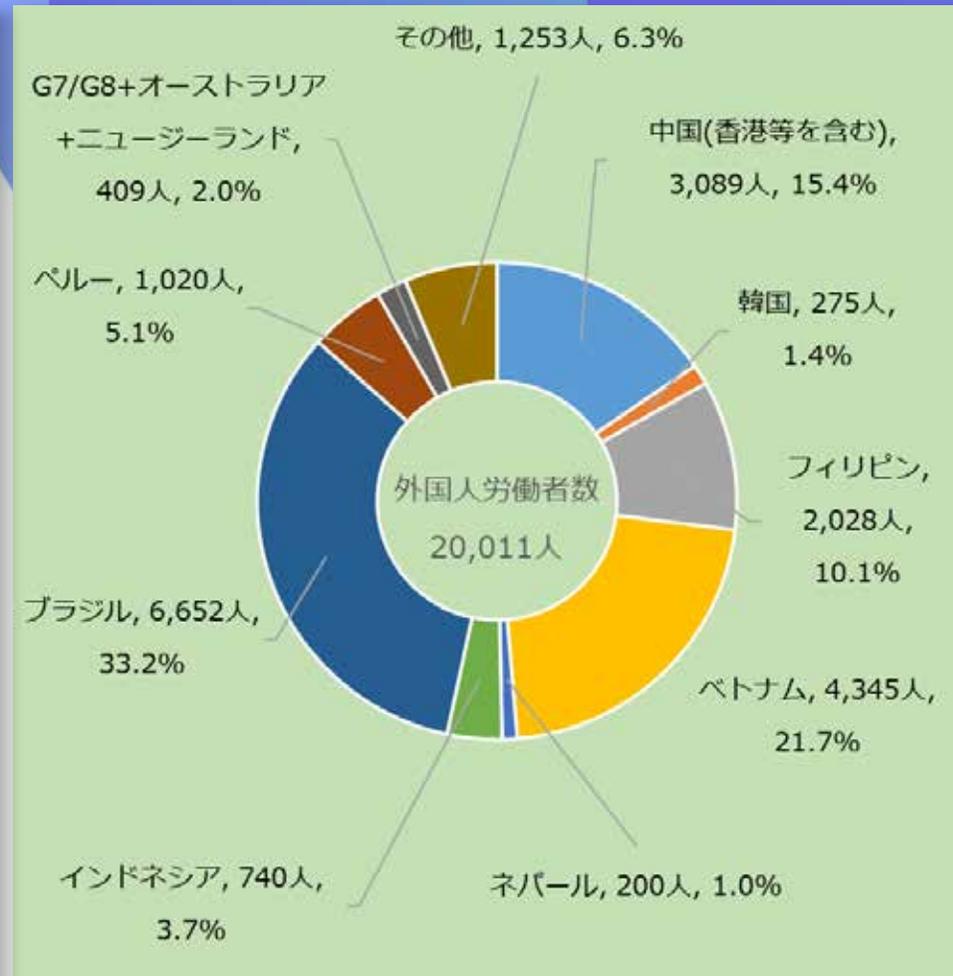
1. 留学生の現況(6) - 滋賀県における外国人雇用 その1

令和2年10月受入時点人数

在留資格別



国籍別

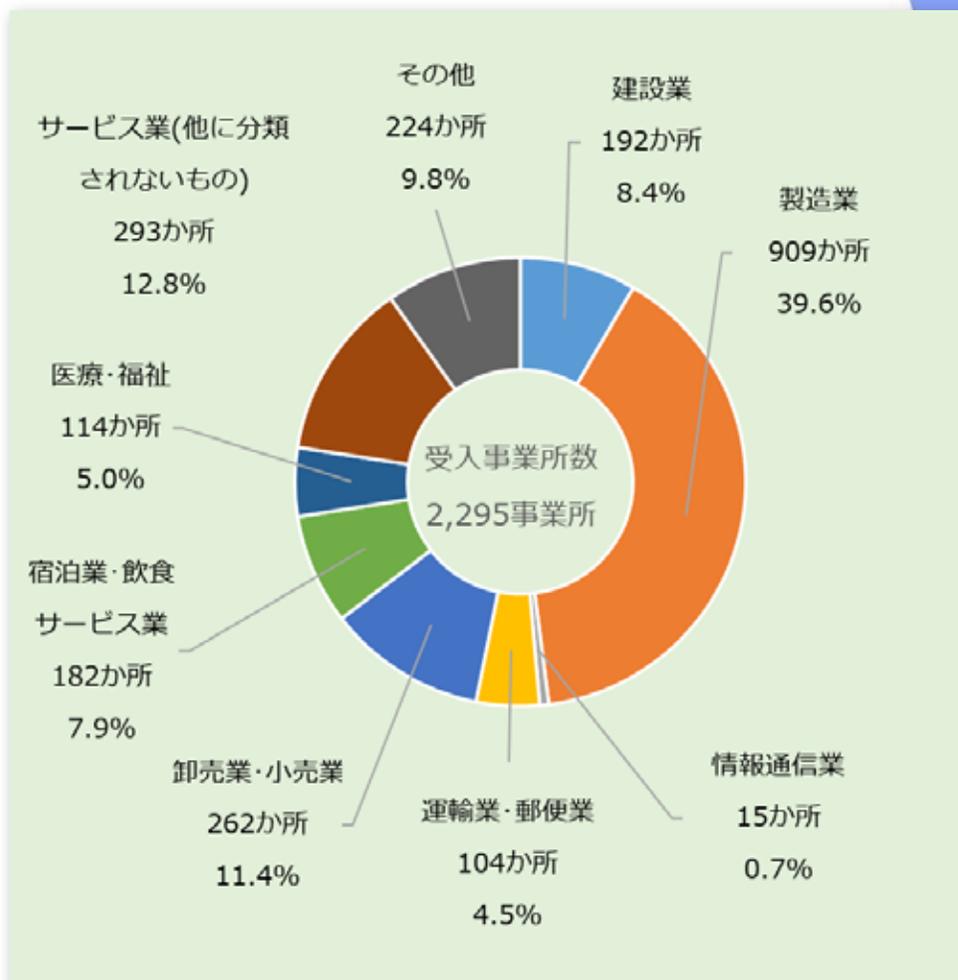


滋賀労働局「外国人雇用状況」とりまとめ(令和2年末)より抜粋

1. 留学生の現況(6) - 滋賀県における外国人雇用 その2

令和2年10月時点受入事業所数

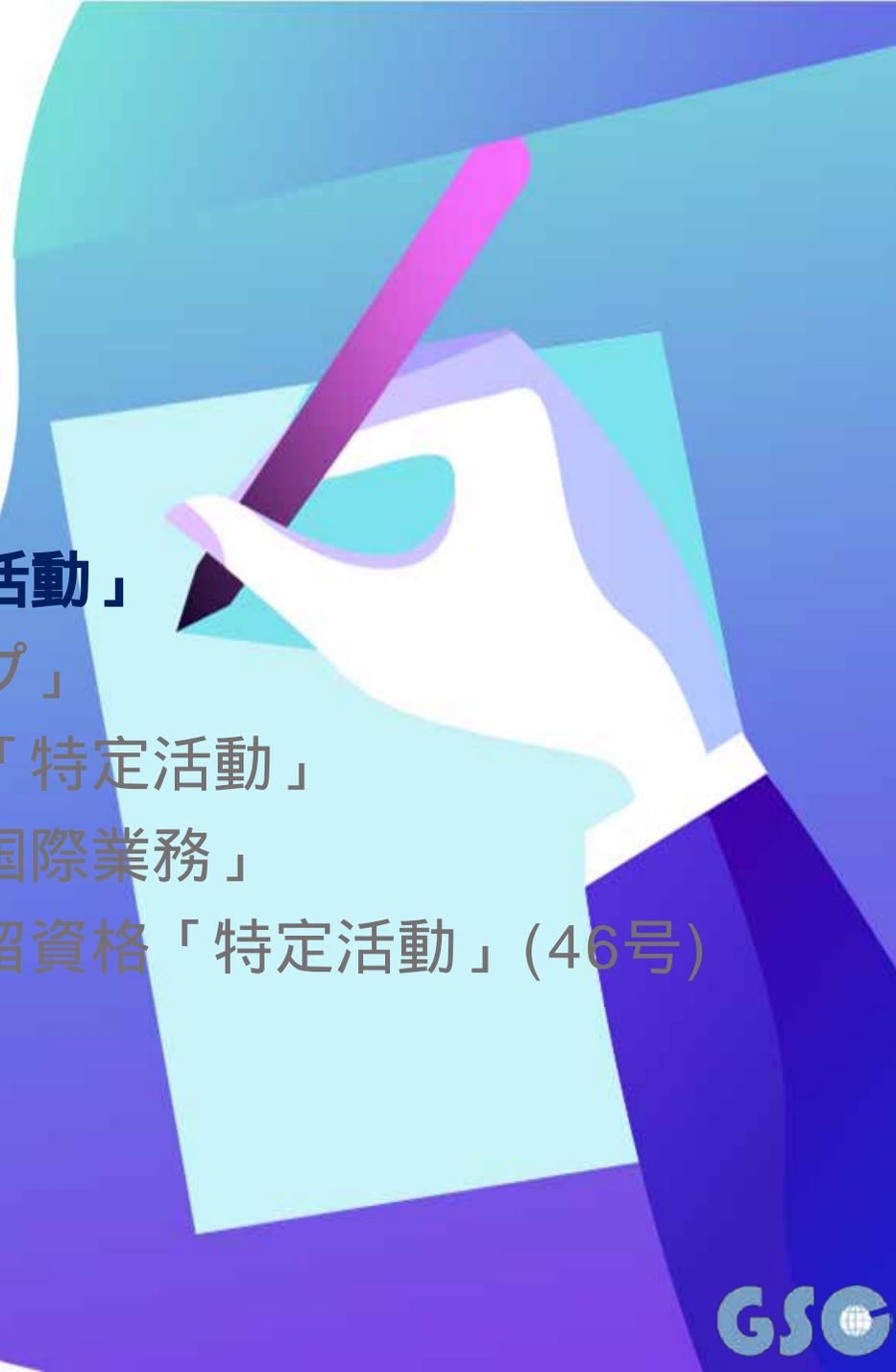
業種別



規模別



滋賀労働局「外国人雇用状況」とりまとめ(令和2年末)より抜粋

- 
1. 留学生の現況
 2. **留学生の在学中の「資格外活動」**
 3. 留学生の「インターンシップ」
 4. 就職活動に関する在留資格「特定活動」
 5. 在留資格「技術・人文知識・国際業務」
 6. 留学生の就職支援に係る在留資格「特定活動」(46号)

2. 留学生の在学中の「資格外活動」

在留資格「留学」は、日本で「勉学を行なう」ために与えられている在留資格です。在留資格「留学」の学生が日本においてアルバイトをするときには、事前に「**資格外活動**」の許可を取得しなければなりません。学費の支払いのためにアルバイトをする場合も同じです。また、「風営法」で定められている店舗、無店舗の風俗営業等でのアルバイトは禁止されています。

■ 「資格外活動」(アルバイト)の許可申請が必要

外国人を雇用する場合は「外国人雇用状況の届出」が必要です。

■ 1週28時間以内

長期休業休暇の特例として1週40時間以内

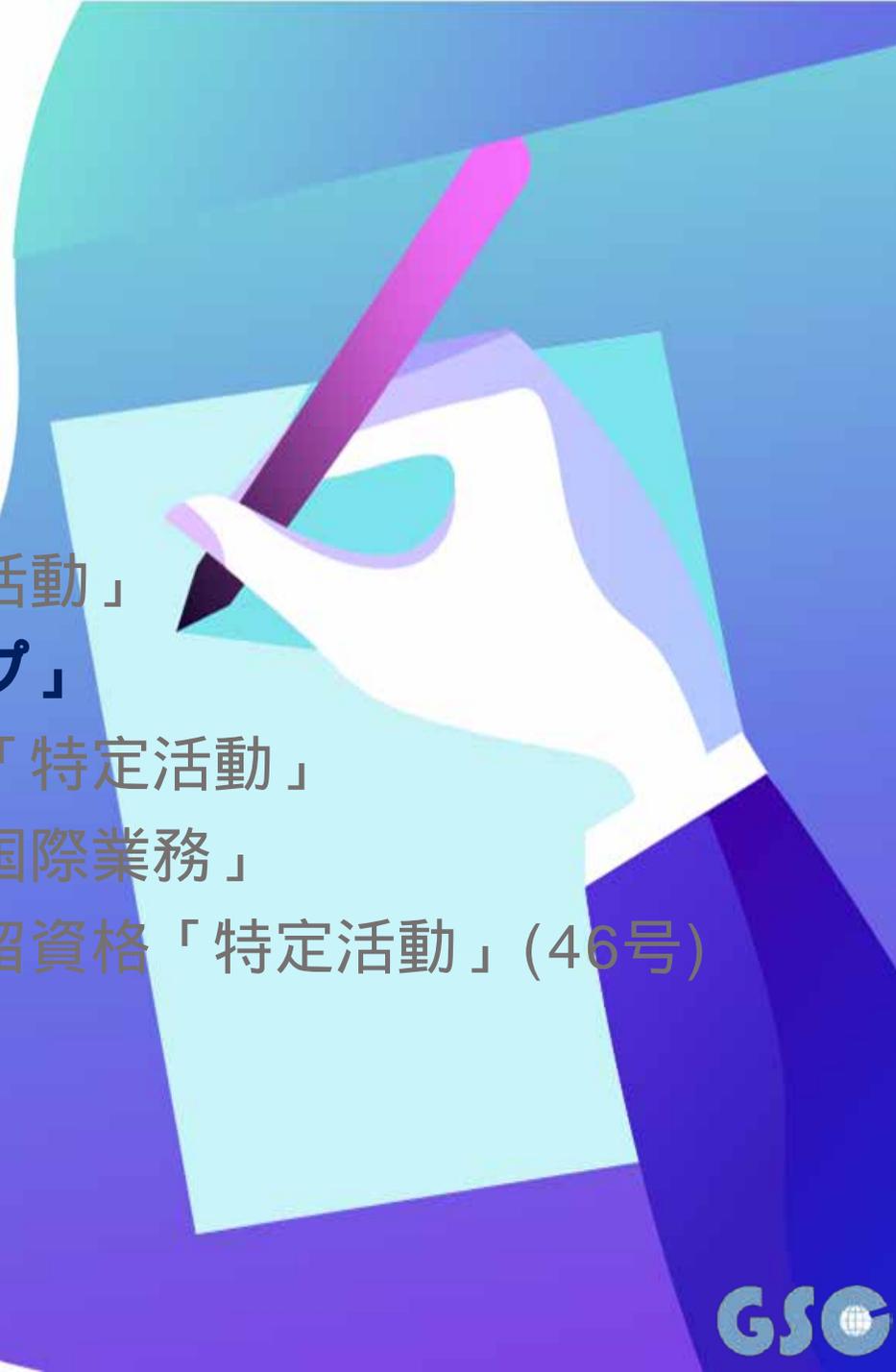
■ 雇用する際の注意点

留学生が教育機関に在籍していることを確認して下さい。

■ アルバイトを正社員に雇用できるか

資格外活動の業務内容が就労資格に変更できる業務内容であるかを検討する必要があります。



- 
1. 留学生の現況
 2. 留学生の在学中の「資格外活動」
 3. **留学生の「インターンシップ」**
 4. 就職活動に関する在留資格「特定活動」
 5. 在留資格「技術・人文知識・国際業務」
 6. 留学生の就職支援に係る在留資格「特定活動」(46号)

3. 留学生の「インターンシップ」(1)

在学中のインターンシップ

- 無償の場合...資格外活動許可の必要なし
- 有償の場合...資格外活動許可の必要あり
「1週28時間を超える資格外活動許可」

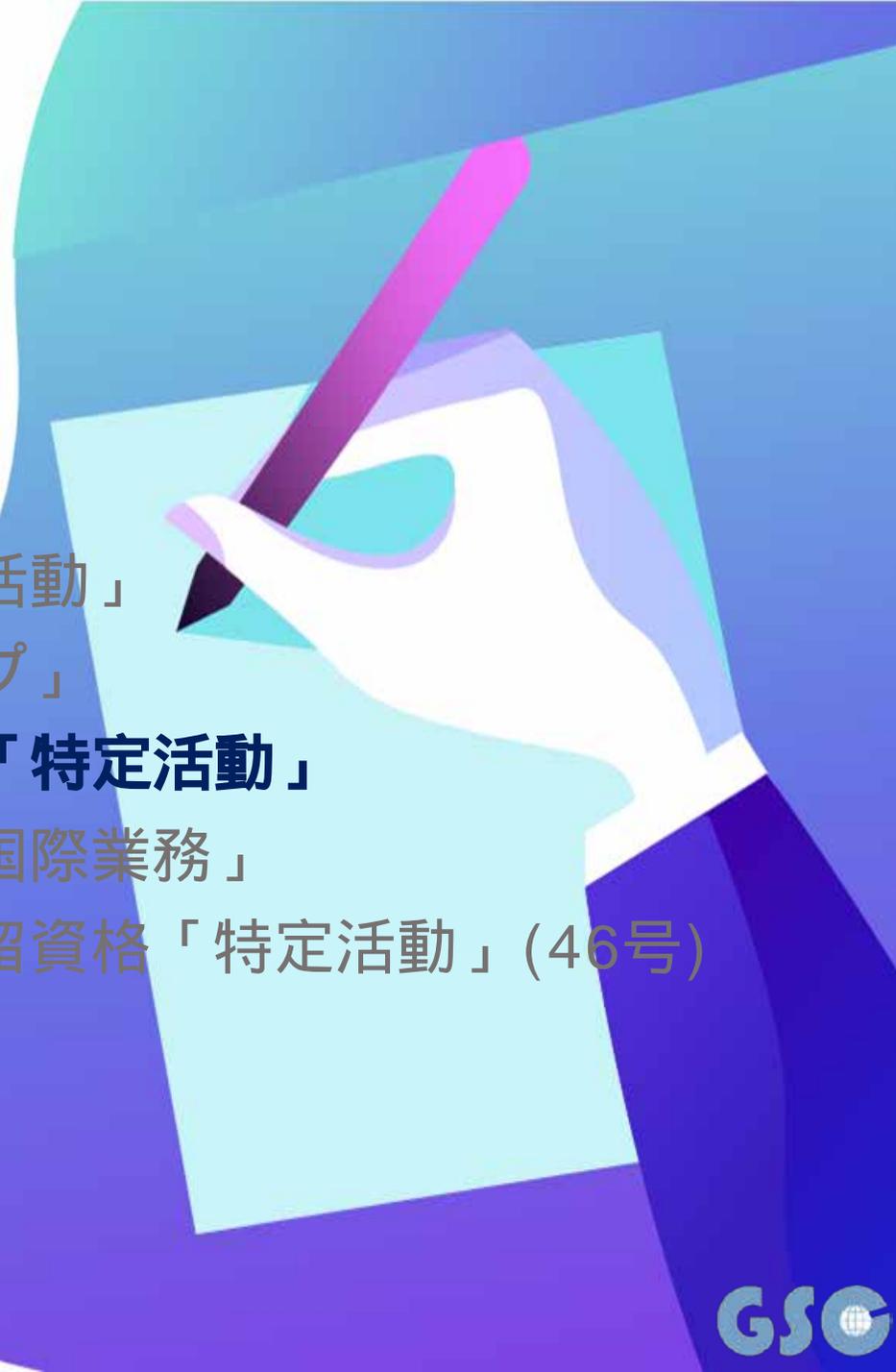
卒業後のインターンシップ

- 卒業後1年目 → 継続して就職活動を続けながら
インターンシップに参加
- 卒業後2年目 → 地方公共団体によるインターンシップ事業に
参加(要件あり)

3. 留学生の「インターンシップ」(2)

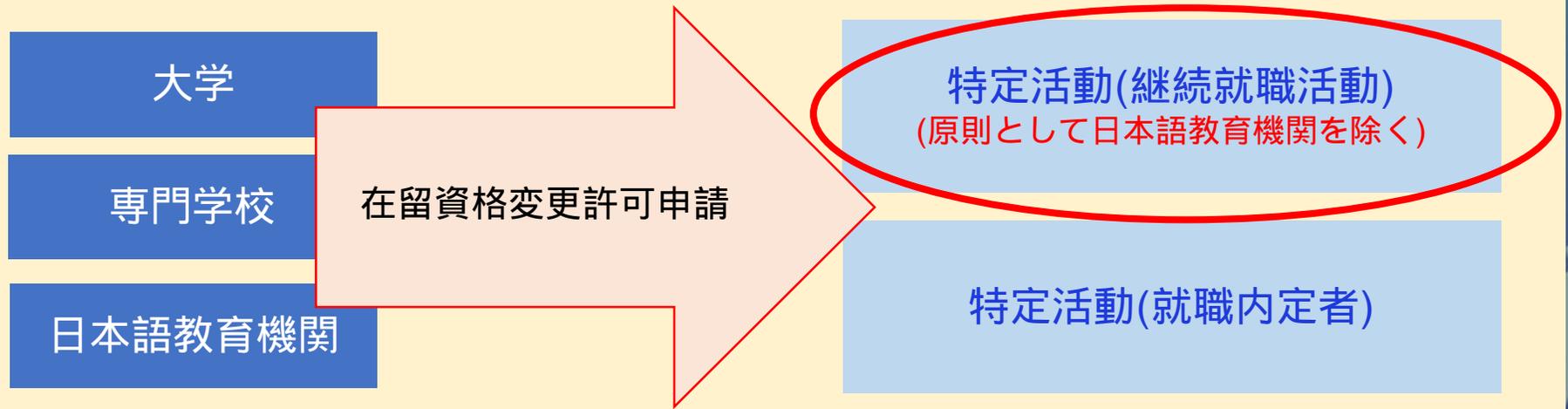
インターンシップに関する在留資格等

現在の状況	報酬	従事する時間・期間	必要な手続き・在留資格
在留資格「留学」または「特定活動(継続就職活動・就職内定者)」をもって本邦に在留中	あり	1週につき28時間以内	資格外活動許可(包括許可)
		1週につき28時間超	資格外活動許可(個別許可)
	なし		資格外活動許可は不要
海外の大学に在籍中	あり	1年を超えない期間	特定活動(告示9号)
	なし	90日以上	文化活動
		90日以内	短期滞在

- 
1. 留学生の現況
 2. 留学生の在学中の「資格外活動」
 3. 留学生の「インターンシップ」
 4. **就職活動に関する在留資格「特定活動」**
 5. 在留資格「技術・人文知識・国際業務」
 6. 留学生の就職支援に係る在留資格「特定活動」(46号)

4. 就職活動に関する在留資格「特定活動」 - 継続就職活動

教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決まっていない、または採用までに時間がある場合



出典：法務省HPリンク(<http://www.moj.go.jp/content/001318235.pdf>)から抜粋

【特定活動9号(継続就職活動)について】

教育機関卒業後も継続して就職活動を行える
「資格外活動」(アルバイト)も可能

卒業後1年目 在留期間「6か月」+ 更新で「6か月」

卒業後2年目 在留期間「6か月」+ 更新で「6か月」
2年目は地方公共団体の就職支援事業に参加が要件

4. 就職活動に関する在留資格「特定活動」 - 内定後の待機

教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決まっていな、または採用までに時間がある場合



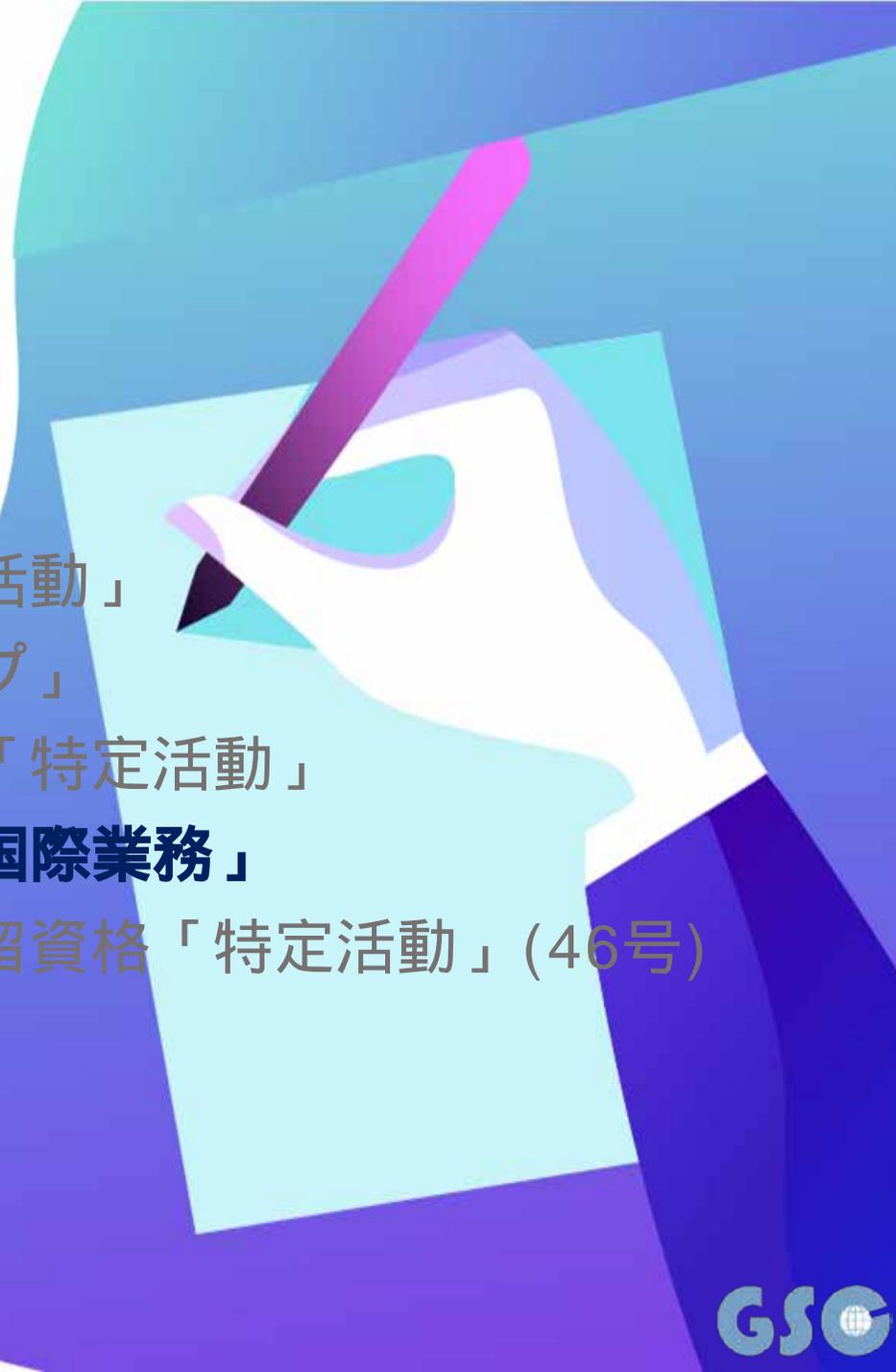
出典：法務省HPリンク(<http://www.moj.go.jp/content/001318235.pdf>)から抜粋

【特定活動14号(内定後の待機)について】

内定後1年以内かつ卒業後1年6か月以内に入社

「留学」「特定活動(継続就職活動)」からの資格変更が必要

「資格外活動」も可能

- 
1. 留学生の現況
 2. 留学生の在学中の「資格外活動」
 3. 留学生の「インターンシップ」
 4. 就職活動に関する在留資格「特定活動」
 5. **在留資格「技術・人文知識・国際業務」**
 6. 留学生の就職支援に係る在留資格「特定活動」(46号)

5. 在留資格「技術・人文知識・国際業務」

教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決まっている場合



出典：法務省HPリンク(<http://www.moj.go.jp/content/001318235.pdf>)から抜粋

活動分野

自然科学または人文科学の分野に属する技術、または知識を要する業務に従事する活動であること

受け入れ後の実務研修について

実務研修期間に行う活動のみを捉えれば「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当しない活動(例えば、飲食店での接客や小売店の店頭における販売業務、工場のライン業務等)であっても、それが日本人の大卒社員等に対しても同様に行われる実務研修の一環であって、在留期間中の活動を全体として捉えて、在留期間の大半を占めるようなものではないようなときは、その相当性を判断した上で当該活動を在留資格内で認めています。

短大卒以上の卒業生を雇用する場合の「留学」「技術・人文知識・国際業務」資格変更の要件は？

「技術・人文知識」は業務内容に関連した科目を専攻していること。

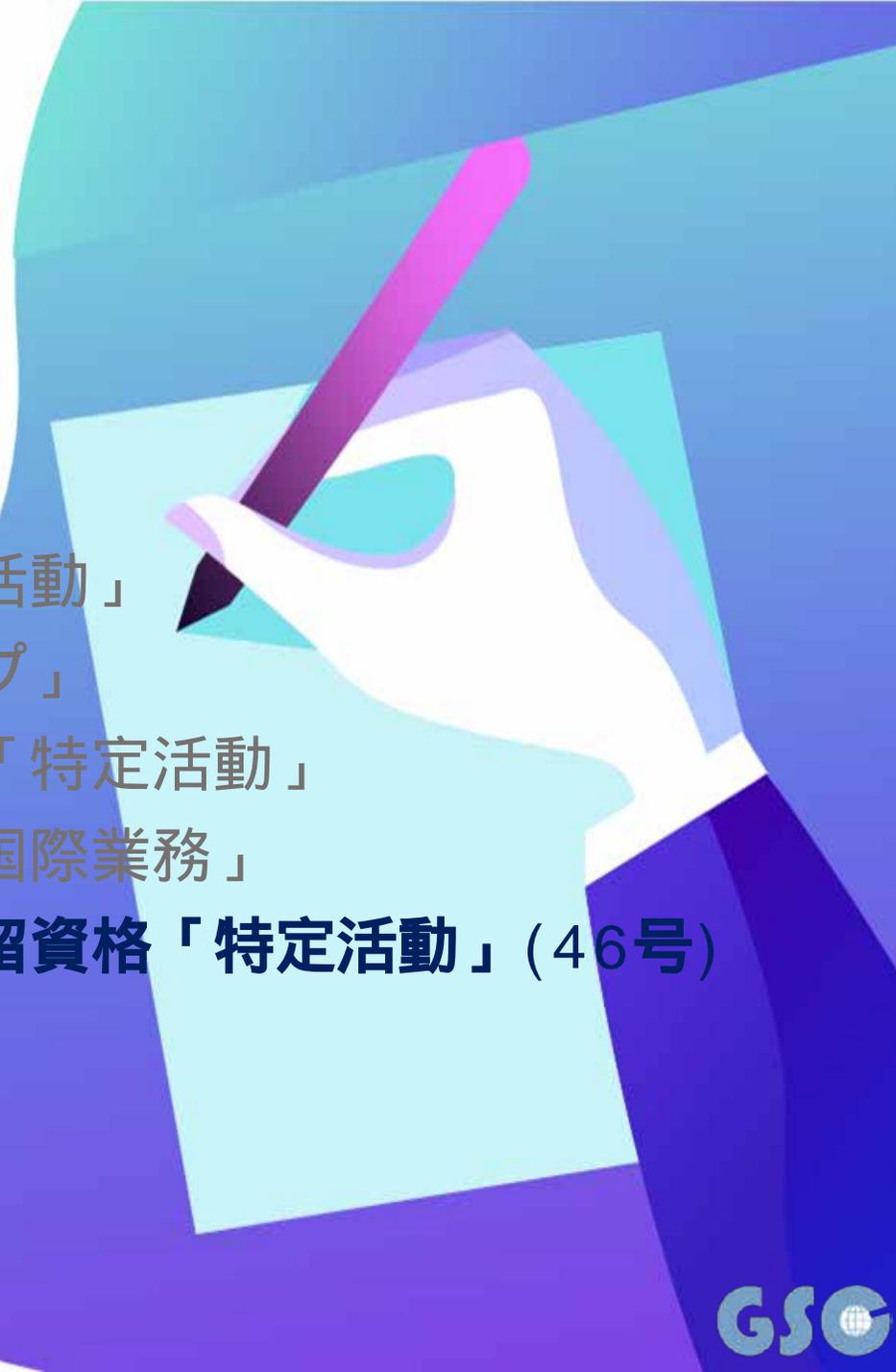
「国際業務」は専攻科目との関連性を問わない。

専門学校卒業生を雇用する場合の「留学」「技術・人文知識・国際業務」資格変更の要件は？

「専門士」の称号を取得していること

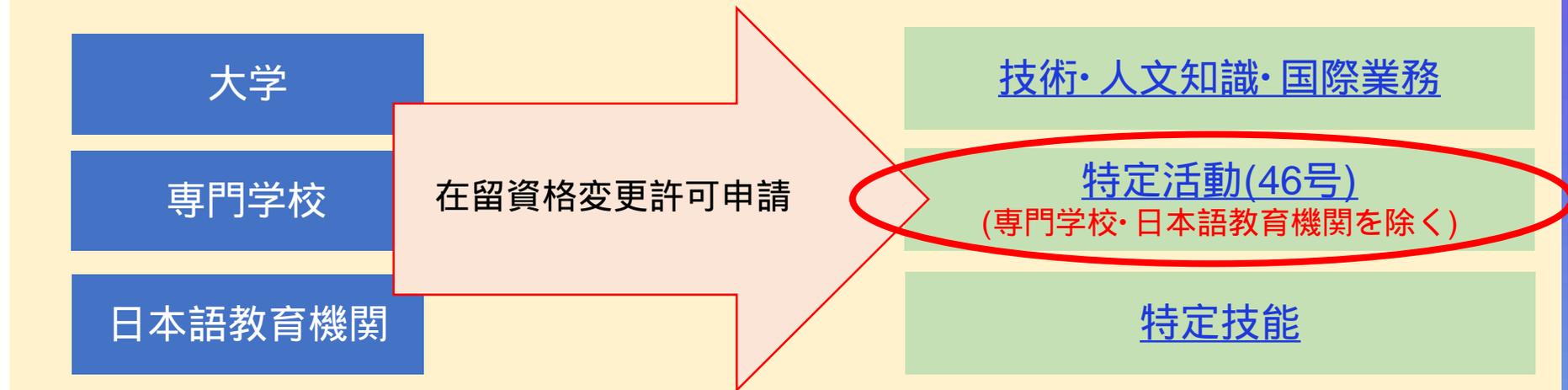
「技術・人文知識」は業務内容に関連した科目を専攻していること。

「国際業務」は3年以上の実務経験または通訳翻訳に関する科目を専攻していること。

- 
1. 留学生の現況
 2. 留学生の在学中の「資格外活動」
 3. 留学生の「インターンシップ」
 4. 就職活動に関する在留資格「特定活動」
 5. 在留資格「技術・人文知識・国際業務」
 6. **留学生の就職支援に係る在留資格「特定活動」(46号)**

6. 留学生の就職支援に係る在留資格「特定活動」(46号)

教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決まっている場合

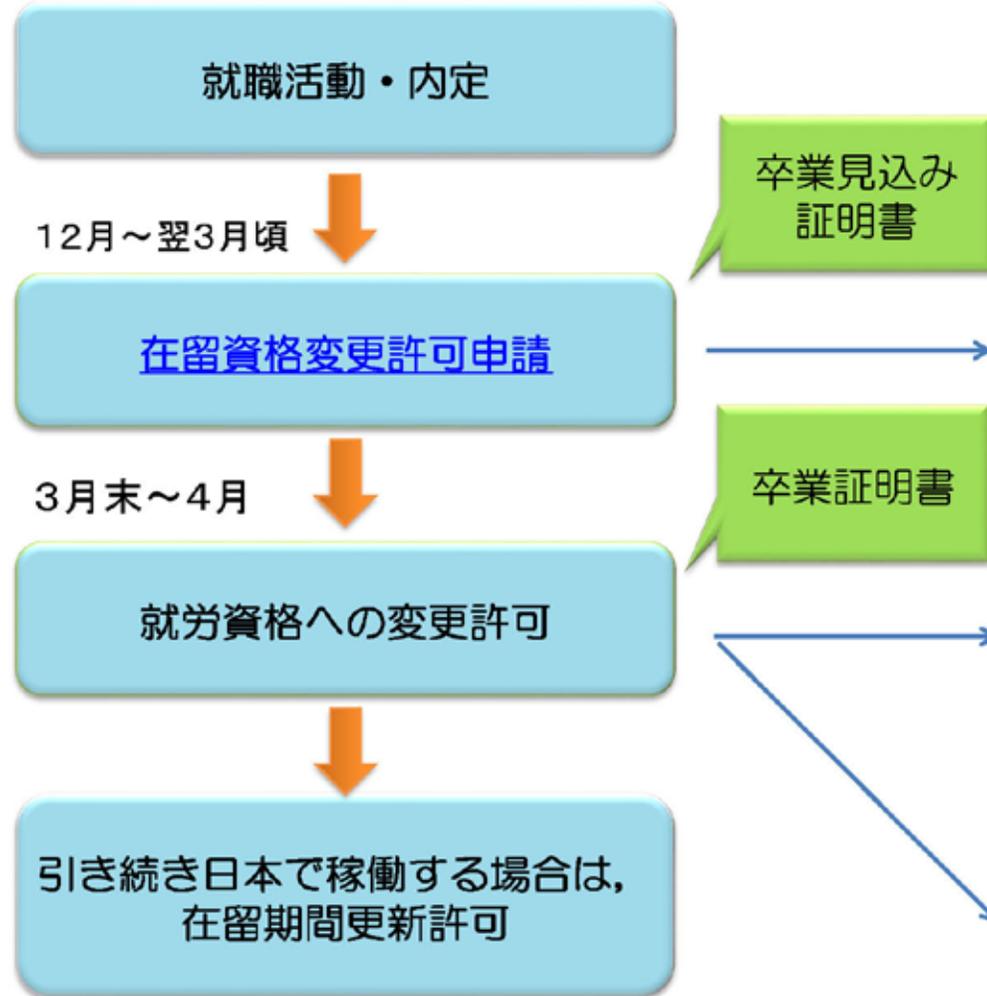


出典：法務省HPリンク(<http://www.moj.go.jp/content/001318235.pdf>)から抜粋

- 留学生の持つ高い日本語能力を活用するための在留資格
- どのような業務に従事するのか？
 - ① 「技術・人文知識・国際業務」の対象業務を含む
 - ② 一般的なサービス業務や製造業務に従事が可能
- 資格変更の要件は？
 - ① 日本語能力試験N1またはBJTビジネス日本語能力テストに合格
 - ② 本邦の大学(院)で日本語を専攻

【ご参考】「留学」から就労資格への変更手続の流れ

～ 4月入社モデルケース～



申請に必要なもの

- 在留資格変更許可申請書
- 日本での活動内容に応じた資料
(在留資格や勤務先の規模により、必要書類が異なります。)
申請は、卒業見込み証明書で受付が可能です。許可時には、卒業証明書が必要です。

在留資格変更許可について

行おうとする活動内容が、在留資格に該当するか、上陸基準省令に適合するか、また、これまでの在留状況等の全てを総合的に考慮して、在留を認めるに足りる相当の理由があるか否かの審査を行います。

許可される在留期間について

雇用契約期間、業務内容、報酬のほか、在留状況（「留学」での在留期間中の活動状況）等全てを総合的に考慮して個別に決定されます。

出典：法務省HPリンク
(<http://www.moj.go.jp/isa/content/001336641.pdf>)

ご視聴 ありがとうございました

引き続き、WEBアンケートへのご協力をお願い致します。



COMING SOON

次回WEBセミナーは、3月12日(金)開催を予定しております。
しばらくお待ちください。



当センターでは、専門知識を持つ相談員(行政書士)が
外国人材の受入れに関するご相談に無料で対応しております。

滋賀県外国人材受入サポートセンター

TEL : 077-523-7660 (FAX : 077-523-7666)

お問い合わせ・相談申込みフォームは下記URLからお進み下さい。

<https://shiga-gsc.com/contact/>

ご来場時はマスク
のご持参と
ご着用をお願い致
します。

